説明資料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成 30 年 10 月 10 日(水) 総 務 省

税務手続の電子化に向けた取組状況

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」 を踏まえた対応状況

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月) 税務手続の電子化等の推進(地方税関係)の概要

■ 地方税の特性を踏まえ、全国共通のシステムを利用した税務手続の電子化を推進することにより、納税者の利便性向上と官民双方のコスト削減を図る。

1. 共通電子納税システム(共同収納)関係

○ eLTAX(地方税電子申告システム)の仕組みを活用した**共通電子納税システム(共同収納)の構築**に向けて、 国においても、**法制面を含め必要な措置を講じるべき**。

2. 電子申告等関係

- 地方公共団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除や複数の地方公共団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化などのeLTAXの更なる利便性向上に資する取組を進め、電子申告利用率の向上を図っていく必要。
- 〇 大法人について地方法人二税の電子申告義務化を実施。将来的には、ICT環境の進展等も踏まえ、中小法人を含め、地方法人二税の電子申告利用率100%を目指す。
- 個人住民税の**特別徴収税額通知(納税義務者用)について、eLTAXを経由して電子的に送付する仕組みの** 検討を進めていく必要。

3. マイナンバー関係

- 情報提供ネットワークの本格運用が開始され、社会保障分野等における申請手続の際に課税証明書等の添付が不要となるなど、納税者の利便性が向上。
- マイナポータルにより、納税者は自らの個人住民税の課税状況等を閲覧することが可能となっている。
- 今後、国・地方の税務当局間で効率的なデータ連携を行いつつ、マイナンバーを用いて地方税関係情報を 的確に把握していくことが重要。

地方税務手続の電子化:主な取組の進捗状況

中間報告②の 概要を改訂

- 〇 政府税制調査会の中間報告②で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、平成30年度税制改正では、「地方税共通納税システムの導入」「大法人の電子申告義務化」を措置することとした。
- このほか、「給与支払報告書等のeLTAX等による提出義務基準の引下げ」も措置することとした。
 - 1. 共通電子納税システム(共同収納)関係

I ○ 共通電子納税システム(共同収納)の構築に向けて、法制面を含め必要な措置を講じるべき。



H30改正: 地方税共通納税システムの導入(H31.10月~)

2. 電子申告等関係

- eLTAXの更なる利便性向上に資する取組を進め、電子申告利用率の向上を図っていく必要。
- ▶○ 大法人について地方法人二税の電子申告義務化を実施。
- 個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)について、eLTAXを経由して電子的に送付する仕組みの検討。



H3O改正:大法人の電子申告(eLTAX)義務化(H32年度~)

H3O改正:給与支払報告書等のeLTAX等による提出義務基準の引下げ(H33.1月~)

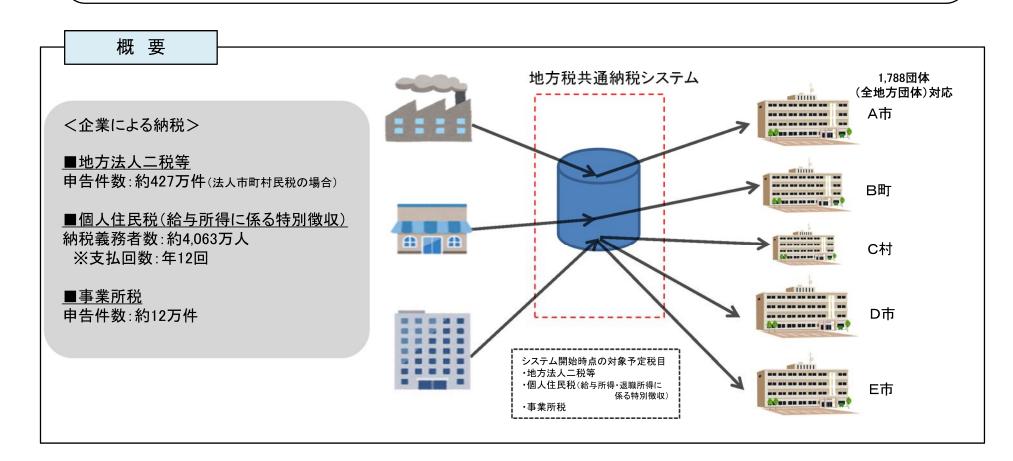
3. マイナンバー関係

○ 今後、国・地方の税務当局間で効率的なデータ連携を行いつつ、マイナンバーを用いて地方税関係情報 を的確に把握していくことが重要。

地方税共通納税システムの導入

平成30年度改正

- 法人向けの電子納税については、対応団体が少なく、利用率も低いことなどを踏まえ、全地方団体が加入・ 運営しているeLTAXを活用して、地方税共通納税システムを導入(平成31年10月から稼働予定)。
- 〇 eLTAXによる電子申告については、平成16年度の運用開始後、利用団体数が順次拡大し、平成25年度に全地方団体が利用することとなったが、地方税共通納税システム(平成30年10月現在、地方税電子化協議会においてシステム整備中)については、平成31年10月から、全地方団体において一斉に導入され、電子納税が可能。



地方税共通納税システムにおける主な導入メリット

主な導入メリット

納税者

- ・対象税目について、平成31年10月から一斉に、すべての地方団体に対して電子納税可能に
- ・複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に
- ・ダイレクト納付※についても対応

(インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待)

- ・ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関口座(納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない)から直接納付が可能
- ※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式

地方団体及び

指定金融機関•

収納代理金融機関

・窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減

- ・領収済通知書のパンチ入力作業の減
- ・1件あたりの収納手数料は、納付先団体数に関わらず、定額であることから、地方団体が負担する手数料負担の減
- ・納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減

■■■■ 地方団体A ダイレクト納付のイメージ 地方税共通納税システム 納付情報 地方団体B 申告 納税者 納付情報の確認 地方団体C 支払操作 分割•振込 納付指示 各地方団体の 指定金融機関口座 納付 ※事前登録要 eLTAXの共通口座 納税者の口座

地方税の申告手続の電子化促進措置

平成30年度改正

経済社会のICT化等を踏まえ、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、国税と同様に、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る(平成32年4月1日以後開始する事業年度について適用)。

- 〇 大法人**は、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の納税申告書(確定申告書、中間申告書及び修正申告書をいう。)及び添付書類の提出を電子的に行わなければならないこととする。
 - ※ 内国法人のうち事業年度開始の時の資本金の額等が1億円を超える法人など。
- 申告データの円滑な電子提出のための環境整備として、以下の見直しを行う。
 - ① 提出情報等のスリム化・提出先のワンスオンリー化
 - 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化

法人税の電子申告により財務諸表が提出された場合には、国税 ・地方税当局間の情報連携を行い、それにより法人事業税の申 告における財務諸表の提出を不要とする。

※ その他の法人税関係書類(法人税申告書等)についても、 国税・地方税当局間の情報連携を推進する。

② 認証手続の簡便化

- 〇 法人の認証手続の簡便化
 - (1) 法人事業税の代表者及び経理責任者の自署押印制度を廃止 し、代表者の記名押印のみで足りることとする(書面申告 も同様)。
 - (2) 法人が行う電子申告に付すべき電子署名について、法人の 代表者から委任を受けた当該法人の役員・社員の電子署名 によることも可能とする。

※(1)については鉱産税についても同様。

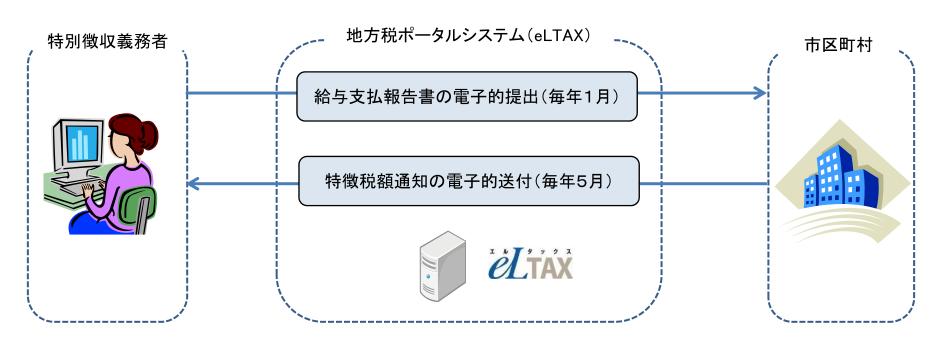
上記のほか、電子的提出が困難な場合に例外的に書面申告を可能とする措置や、提出方法の拡充等について、 企業の意見や地方団体の課税実務を十分に伺いながら、国税における措置等を踏まえ、引き続き検討。

給与支払報告書等のeLTAX等による提出義務基準の引下げ

平成30年度改正

- 〇 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の電子情報処理組織(eLTAX)又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった所得税に係る源泉徴収票の枚数を100枚以上(現行:1,000枚以上)に引き下げる。
- ※ 平成33年1月1日以降に提出すべき給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について適用。

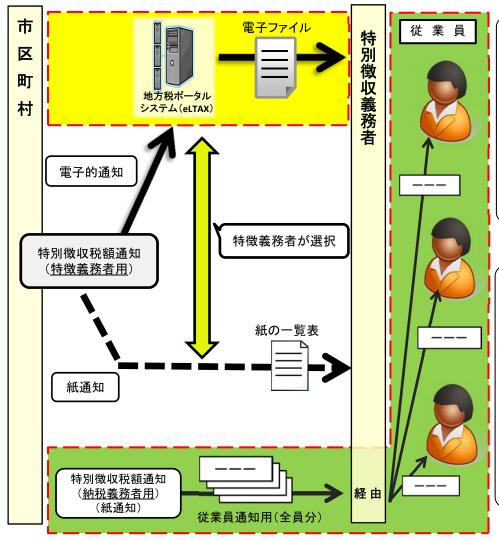
<給与支払報告書の電子的提出イメージ>



個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

<現行>

平成28年度課税分の個人住民税から特別徴収義務者用の電子的通知が可能



「規制改革実施計画(平成30年6月15日 閣議決定)(抄)」

- a 住民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、 eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。
- b 住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した<u>電子的通知の実</u> 現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないよう留意する。

平成30年度税制改正大綱(抄)

(平成29年12月14日、自由民主党・公明党)

- 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方
- 6 円滑・適正な納税のための環境整備
- (1)税務手続の電子化等の推進

(前略)給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。

納税義務者用の電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る

税務手続の電子化に向けた具体的取組(地方税)

1. 地方税共通納税システム関係

目標	現状		今後の取組
地方税共通納税システムの導入	地方税の電子納税は、個別団体による対応 費用対効果の問題等から、地方団体ごとの電子納税の対応は普及していない	→	 ● eLTAXを活用した地方税共通納税システムを導入し、全地方団体が電子納税に対応。 【平成31(2019)年10月~(平成30年度改正)】 ・対象税目は、地方法人二税等、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)、事業所税。 【順次実施】 ・地方税共通納税システム導入後のシステム更改に向けて、各税目の納税実態、課税側(地方団体)・納税側双方の意見、地方税共通納税システムの利用状況等を踏まえつつ、利用可能税目の拡大。

2. 電子申告等関係

目標	現状		今後の取組
電子申告の普及促進	地方法人二税、 固定資産税(償却資産)、個人住民税(特徴)等の電子申告(電子申告(電子的提出)については、 平成27年度までに全地方団体が対応済み 法人・個人事業主への 更なる普及が課題	•	● 申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。 【平成30年4月~(平成30年度改正・実施済)】 ・ 電子署名の簡便化を実現。 【平成31(2019)年9月~】 ・ 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除を実現。 【平成32(2020)年3月~】 ・ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除を実現。 【平成32(2020)年4月1日以後に開始する事業年度の申告から(平成30年度改正)】 ・ 大法人は、地方法人二税の電子申告を義務化。 【順次実施】 ・ 平成31年度までに中小法人について、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、地方法人二税の電子申告利用率70%以上に引き上げることを目標としつつ、将来的には、ICT環境等を勘案し、中小法人も電子申告を義務化し、地方法人二税の電子申告利用率100%を目指す。
法人設立関係 手続のオンライ ン・ワンストップ 化	法人設立に当たり、 国税・地方税・社会保 険等の各手続を個別 に実施	•	 ● 政府方針に基づき、再生事務局が中心となって関係省庁が連携しつつ、法人設立に関する全手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供を実現。 【平成31年度中】 ・登記後の手続のオンラインワンストップ化を実現する。 【平成32(2020)年度中】 ・登記手続も含め、全手続のオンラインワンストップ化を実現する。 (参考)未来投資戦略2018(平成30年6月15日 閣議決定) ・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取組状況を検証し、平成33年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 ー マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。

目標	現状		今後の取組
特別徴収税額 通知(納税義 務者用)の電 子化	書面により、特別 徴収税額通知(納 税義務者用)を送 付	•	 ● eLTAXを活用した特別徴収税額通知の電子的送付を推進。 【順次実施】 ・ eLTAXを利用して、特別徴収税額通知(納税義務者用)を特別徴収義務者に電子的に送信して納税義務者が取得できるようにする仕組みを構築。 ・ 給与支払報告書(企業→市区町村)の電子的提出率の向上に併せて、特別徴収税額通知の電子的送信の拡大を検討。
手続のワンストップ化	税、年金等の手続を個別に実施	•	 ● 政府方針に基づき、IT室が中心となって関係省庁と連携しつつ、マイナポータルを活用し、国税・地方税・年金等の手続のオンライン・ワンストップ化を推進する。 【平成32(2020)年度~順次実施】・施策の実現に向けて、策定されたロードマップに基づき、関係省庁で検討を継続し、ワンストップ・サービスを順次開始。 【平成30年度中】・従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化及びワンスオンリー化を目指すため、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて、各種手続における企業からの情報の重複提供を不要とし、ワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、ロードマップを策定。 (参考)世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日閣議決定)企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要である。従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、平成32年度にワンストップサービスが開始できるよう取組を推進する。さらに、企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向け取り組む。

3. その他

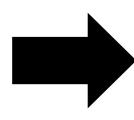
目標	現状		今後の取組	
行政機関間 のデータ連携 拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要がある	>	● 法人設立関係手続の電子的提出一元化、法務省との登記情報のデータ連携等を進め、情報提出の重複を削減(ワンスオンリー化)。	
			【平成31(2019)年9月~】 ・複数の地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化。	
			【平成31年度実施に向け検討中】 ・ 国・地方を通じた法人納税者の開廃業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化。	
			【平成32(2020)年4月~(平成30年度改正)】 ・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化。	
			【平成32(2020)年度~】 ・ 法務省が平成32(2020)年度に構築する予定の行政機関に対する登記情報 を提供する仕組みを活用することにより「登記事項証明書」の添付省略を検討。	
			【順次実施】 ・ 個人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続についても、データ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう引き続き検討。	
	eLTAXの機能改善など 更なる利便性向上が 課題	>	● 以下の取組により、eLTAXの更なる利便性向上を図る。	
eLTAXの 利便性向上			 【平成31(2019)年9月~】 ・ 異動届出書提出時の利用者情報への自動反映を実現。 ・ メッセージボックスの閲覧方法を改善(eLTAXソフトWEB版の機能拡充及びスマートフォン版の導入)。 ・ 利用可能文字を拡大。 ・ eLTAX受付時間の更なる拡大。 	
			【随時実施】 ・ 利用満足度に係るアンケートを実施。	

地方税の電子申告を巡る状況

- 〇 平成16年度に稼働したeLTAXを活用して電子申告に対応する団体は順次拡大し、現在は、全ての地方団体に対して、法人関係税等の電子申告が可能。
- 法人の利用率は着実に向上しており、平成29年度・法人道府県民税の電子申告利用率 は65.8%。

<法人が行う電子申告による申告件数(下段は利用率)>

	平成24年度
法人道府県民税·	169万件
法人事業税	(44.4%)
法人市町村民税	154万件 (39.2%)
個人住民税	909万件
(給与支払報告書)	(12.0%)
固定資産税	38万件
(償却資産)	(11.6%)
事業所税	1万件 (5.8%)



269万件
(65.8%)
282万件
(66.2%)
」 3,482万件
(41.3%)
111万件
(30.5%)
2万件
(16.3%)

元代のケム

納税方法の多様化の取組

○ 個人向けの納税方法についても、各地方団体は、ICT環境等を勘案しつつ、多様な方法を用意することにより、納税者の利便性向上に取り組んでいる。

<平成29年度における納税方法の状況(精査中)>

		口座振替	コンビニ収納	クレジット カード納付	スマホアプリ
都道府県	対応団体 (利用件数)	47団体 (784万件)	47団体 (2,159万件)	40団体 (154万件)	6団体 (450件)
M 県 	平成24年度との比較 (H24=100)	100 (110)	100 (132)	250 (642)	皆増
市区町村	対応団体 (利用件数)	1, 736団体 (1億2,630万件)	1,176団体 (7,890万件)	196団体 (54万件)	182団体 (10万件)
村	平成24年度との比較 (H24=100)	100 (106)	142 (163)	384 (900)	皆増

[※] スマホアプリによる納付とは、納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォン等で読み取り、モバイルバンキング等を利用して支払いができるサービスをいう。